

令和8年度 江戸川区職員〔歯科衛生・Ⅱ類〕募集案内

令和8年10月1日
江戸川区

1 職種及び採用予定数

採用区分	職種	採用予定数	主な勤務場所（敷地内禁煙）
Ⅱ類	歯科衛生	若干名	保健所 等

2 受験資格

次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- (1) 昭和62年4月2日以降に生まれた方
- (2) 歯科衛生士の免許を現に有する方（令和9年3月31日までに歯科衛生士国家試験に合格し、免許取得見込みの方を含む。ただし、国家試験に合格しなかった場合は不採用とします。）
 - ①平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則により指定を受けた修業年限3年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方
 - ②上記の改正前の規則により指定を受けていた修業年限2年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方
- (3) 国籍は問いません。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者とします。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（※1）の各号いずれかに該当する方は受験できません。
- (5) 現に江戸川区職員である方は、受験できません。ただし、現に江戸川区の職員で、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員の方は受験できます。

※1〔地方公務員法第16条〕

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

3 第一次選考

日 時	令和8年11月14日（土）	集合時間等の詳細は、申込受付後、送付予定の受験票に記載してお知らせします。
場 所	グリーンパレス 等	
方 法	論文（90分）	課題式90分 / 字数1,200字程度
合格発表	令和8年12月上旬までに、受験者へ可否にかかわらず電子メールにより通知します。	

※論文についてのお問合せは、一切お答えできません。また、過去問は公表していません。

4 第二次選考

第一次選考合格者に対して、次により行います。

日 時	令和8年12月18日（金）
場 所	会場及び集合時間等の詳細は、第一次選考合格通知とあわせてお知らせします。
方 法	人物及び職務に関連する知識などについて、個別面接により行います。
合格発表	令和9年1月中旬までに、受験者へ可否にかかわらず電子メールにより通知します。

5 採用の時期

令和9年4月1日以降

6 初任給等

採用区分	初任給
3年制の歯科衛生士養成施設卒業の場合	約265,560円
2年制の歯科衛生士養成施設卒業の場合	約258,000円

(備考)

- ◇この初任給は、令和8年4月1日時点の給料月額に、地域手当を加えたものです。職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算される場合があります。
- ◇この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。なお、採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。
- ◇昇給は、原則として年1回行われます。

7 勤務条件等

勤務時間	原則として、午前8時30分から午後5時15分まで、休暇時間を除き7時間45分勤務です。
主な職務内容	・保健所・健康サポートセンター等における歯科口腔保健に関する業務 ・歯科健康診査時の歯科保健指導や相談等の業務 ・関係団体など地域と連携した歯科口腔保健活動など
休日	原則として、土曜日及び日曜日です。その他、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）もお休みです。
休暇	年次有給休暇は、原則として一会計年度ごとに20日です（初年度は、採用月により付与日数が異なります。）。その他、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
福利厚生	・東京都職員共済組合への加入となり、健康保険にあたる短期給付事業や年金にあたる長期給付事業の対象となります。その他共済組合が行う、健康相談及び健康づくり支援事業や保養施設を利用することができます。 ・特別区職員互助組合の組合員となります。生命保険等の団体扱い保険料の適用が受けられるほか、指定店・指定施設（百貨店、遊園地等）を割引料金で利用することができます。 ・江戸川区職員厚生会の会員となります。厚生会では各種給付事業や資金貸付事業を実施するほか、文化活動や体育活動を行う様々なサークルが登録されています。 ・定期健康診断等の各種検診を行っています。

8 受験手続

次の方法で早めにお申し込みください（郵送による申込みはありません）。

方法	申込期間	申込先
WEB	令和8年10月1日（木） 午前8時30分から ～ 令和8年10月23日（金） 午後5時00分まで 【受信有効】	江戸川区HP「職員採用情報」 （「LOGOフォーム」にて）  https://logoform.jp/form/L6MJ/1794604
申込方法	・江戸川区HP「令和8年度江戸川区職員 歯科衛生（Ⅱ類）採用選考」の「歯科衛生採用選考 申込フォーム」（LOGOフォーム）にて必要事項を入力し申し込みください。 ・申込みは「令和8年度歯科衛生申込フォーム」により申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受付した旨の電子メールが自動送信されますので、電子メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問合せ先までご連絡ください。 ・申込期間中にシステム保守整備によりシステムが停止する場合等、予期せぬ機器停止又は通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。 ・可否の結果については、電子メールにより通知します。	
受験票交付	・令和8年10月30日（金）までに電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら、受験票を印刷して選考当日持参してください。 ・上記日程までに案内メールが届かない場合のみ、令和8年11月2日（月）に下記問合せ先に照会してください。 ※受験票に「写真」を貼付していただきますので事前にご用意ください。 写真の仕様は、カラーのもので上半身脱帽正面向 4cm×3cm のもの（最近3カ月以内に撮影したもの）とします。	

※収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

9 その他

（1）こども性暴力防止法に基づく対応について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。

また、こども性暴力防止法に基づき「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」によって、特定性犯罪事実該当者であるか確認します。照会の結果、特定性犯罪事実が判明した場合は、配属先及び従事する業務に制限がかかる場合があります。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な経歴の詐称として、内定取消事由に該当するものと考えられますので、ご了承ください。

- (2) 江戸川区は求職者等へのセクシュアル・ハラスメント防止のため、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は当区ホームページをご覧ください。



10 申込（問合せ）先

江戸川区 総務部 職員課 能力開発推進係

住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03（5662）1003（直通）

（受付時間：平日9時00分から17時00分）

江戸川区 HP



< 選考の申込みをした方は、必ず受験してください >

江戸川区職員採用選考は、皆さんの申込みによって選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**選考の申込みをした方は必ず受験してください。**